4．キャッシュ・フロー計算書関係
　キャッシュ・フロー計算書の資金の期末残高と貸借対照表の科目との関係
　　現金及び預金　11,469,483,860円
　　定期預金　△100,000,000円
　　資金期末残高　11,369,483,860円
5．行政サービス実施コスト計算書関係
　引当外退職給付増加見積額のうち国等からの出向職員に係るものの額は、39,438,122円であります。
6．退職給付関係
⑴　採用している退職給付制度の概要
　採用している退職給付制度は、役員及び職員退職一時金制度であります。
⑵　退職給付債務に関する事項
　　（区分）　（平成25年３月31日現在）
　　退職給付債務　402,761,167円
　　退職給付引当金　402,761,167円
⑶　退職給付費用に関する事項
　　（区分）　（自　平成24年４月１日　至　平成25年３月31日）
　　勤務費用　94,848,929円
　　利息費用　4,771,262円
　　数理計算上の差異の費用処理額　12,398,564円
　　役員に係る退職手当引当金繰入額　828,768円
　　112,847,523円
⑷　退職給付債務等の計算の基礎に関する事項
　　（区分）　（平成25年３月31日現在）
　　①　割引率　1.5％
　　②　退職給付見込額の期間配分方法　期間定額基準
　　③　数理計算上の差異　発生年度で一括償却
7．重要な債務負担行為
　平成25年度以降に係る重要な債務負担行為は、以下のとおりであります。
　　次世代インフラ・共通基盤に係る保守料　116,445,291円
8．重要な後発事象
　該当事項はありません。
9．固有の表示科目の内容
　民事法律扶助立替金
　　総合法律支援法第30条第１項第２号及び東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律（震災特例法）第３条第１項第１号に規定する立替金であります。平成24年４月１日より施行となった震災特例法による立替金は、今年度中に124,242,142円発生し、そのうち8,737,837円が被援助者より償還され、また286,500円が償還免除となった結果、今年度末における残高は、115,217,805円となっております。
10．金融商品の状況に関する事項
（一般勘定）
　当勘定では、資金運用については安全性の高い預金等に限定しております。
　また、民事法律扶助業務により発生する立替金及び未収金は、国内の個人に対するものであり、立替先等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。この信用リスクの管理として、債権管理規程等に従い、償還状況をチェックし、債権ランク付けを行い、滞納者に対する定期的な督促を実施するなど、債権管理に対する体制を整備し運用しております。
（国選弁護人確保業務勘定）
　当勘定では、資金運用については安全性の高い預金等に限定しております。
11．金融商品の時価等に関する事項
　期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時　価	差　額
⑴現金及び預金	11,469	11,469	—
⑵未収金	493		
貸倒引当金	△ 299		
	194	194	△ 0
⑶民事法律扶助立替金	24,679		
貸倒引当金	△ 16,852		
	7,827	7,821	△ 6
⑷長期性預金	200	200	—
⑸破産更生債権等	11,301		
貸倒引当金	△ 11,301		
	—	—	—
⑹未払金	(5,425)	(5,425)	—
⑺預り金	(377)	(377)	—
⑻リース債務	(136)	(138)	(2)
⑼長期リース債務	(306)	(291)	(△ 15)

（注）負債に計上されているものは、(　) で示しております。
（注１）金融商品の時価の算定方法に関する事項
⑴現金及び預金、⑹未払金及び⑺預り金
　これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
⑵未収金及び⑶民事法律扶助立替金
　民事法律扶助立替金及び未収金のうち、一般債権については、期間に基づく区分ごとに、債権の合計額を同額の資金を調達した場合に想定される借入れの利率で割り引いて時価を算定しております。また、貸倒懸念債権については、個別に回収可能性を勘案して貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。
⑷長期性預金
　長期性預金については、当年度末において預け替えとなった定期預金に係るものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
⑸破産更生債権等
　破産更生債権等については、個別に回収可能性を勘案して貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。
⑻リース債務及び⑼長期リース債務
　これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。
（注２）敷金・保証金（貸借対照表計上額151,353,411円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、前表には含めておりません。